

HAMACO:LIVING 利用規則

一般社団法人まちなね浜甲子園(以下「管理者」という。)は、HAMACO:LIVING(以下「本施設」という。)に関し、次のとおり利用規則を定める。

なお、利用者が本規則に違反した場合は、利用規則第7条の規定により本施設の利用の取り消しを行うことができる。

第1条 遵守義務

本施設の利用者は、「HAMACO:LIVING利用規則」に同意し、本利用規則を遵守しなければならない。

第2条 開館時間及び利用時間

本施設の開館時間と利用時間については以下の通りとする。

1) 本施設の利用時間には、受付・準備・片付け・退出時間を含む。

2) 本施設の開館時間は下記の通りとする。

・月曜日：10:00～17:00

・水曜日：10:00～17:00

・木曜日：10:00～17:00

・金曜日：10:00～17:00

・土曜日：10:00～17:00

・火曜日、日曜日、祝祭日：定休日

3) 貸切利用及びイベント利用の場合、定休日を開館する場合がある。管理者の都合により開館時間及び定休日に変更となる場合がある。

4) 本施設の利用時間は、21:00までとする。但し、利用者より利用時間以降の利用要望があった場合、誠意をもって協議の上、取り決めるものとする。

第3条 利用上の留意事項

利用者は、下記の事項を守ることとする。

1) 本施設内は禁煙とし、火器を使用しない(カセットコンロは除く)。

2) カラオケ、楽器演奏等の音楽活動は近隣の迷惑となるため行わない。

3) 他の使用者に迷惑を掛けないよう、譲り合って利用する。

4) 宗教の勧誘、法律に反する利用、公序良俗に反する行為を行わない。

5) 貴重品は、本人の責任において管理する。

6) 本施設内での持ち込みでの飲食を可とする。

キッチンを使用する場合は、利用不可備品を除き、使用することができる

7) 利用者は、事務所スペースに入室しない。

第4条 自由利用の留意事項

開館時間内において、貸切利用の予約及びイベント利用の予定がない場合に限り、下記の事項を留意することを前提に、本施設を誰もが自由に利用することができる。

1) 利用料金は無料とする。他の利用者の迷惑にならないよう譲り合って利用すること。

2) 小学生未満のこどもは保護者同伴で利用すること。

3) スペース利用後は、片付け・清掃を行い、来た時の状態に戻すこと。

4) 貸切利用及びイベント利用の予定がある場合は、その旨をホームページのスケジュールに掲載し、本施設前に掲示を行う。

第5条 貸切利用の留意事項

下記の事項を守ることが前提に、事前予約を行った上で、本施設の有料での貸切利用が可能となる。但し、水曜日の15:00～17:00は自由利用専用時間とするため、貸切利用をすることができない。

1) 貸切利用の予約は、受付にて申込用紙を記入し、利用料を支払うことで行うことができる。利用日の2か月前より1回分のみ予約可能とする。

2) 利用料金は、利用人数に関わらず下記のとおりとする。(税込)

	開館時間 1月～7月、9月～11月	開館時間 8月、12月	開館時間外
個人会員	1時間/880円	1時間/1,210円	1時間/1,210円
一般	1時間/1,650円	1時間/2,090円	1時間/2,090円

- 4) 貸切利用のキャンセルは、前営業日の17:00までに連絡することで行うことができる。連絡がない場合は、利用の有無に関わらず返金を行わない。
- 5) 貸切利用時も、スタッフがトイレやその他施設を利用したり、健康ポイント事業の利用者、その他手続き等での事務局への訪問者がある場合がある。
- 6) 利用内容によっては貸切利用を拒否する場合がある。
- 7) 貸切利用後は、片付け・清掃を行い、貸切利用チェックシートを記入することとする。

第6条 その他設備の利用

その他の設備については下記のとおり利用することができる。

- 1) 当施設内にあるテーブル、椅子、キッチン用品(利用可能品のみ)を利用することができる。
- 2) プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード(可動型)、CDラジカセ、ホースは、有料(1回100円・税込)で利用することができる。
- 3) インターネット接続(wifi)は、当法人の会員(個人会員・賛助会員)のみ利用することができる。利用希望者はスタッフへの申し出により、パスワードを受け取ることができる。

第7条 利用の取り消し

利用者が本利用規則に違反した場合、管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

第8条 貸切利用の停止等

管理者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく貸切利用の全部または一部の利用を停止または中断することができるものとする。但し、この場合、施設利用料金及びキャンセル料金は発生しないものとする。

- 1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、貸切利用の提供が困難となった場合
- 2) 禁止事項に定める項目に該当があった場合
- 3) その他、管理者が貸切利用の提供が困難と判断した場合

第9条 利用者の賠償義務

利用者は本施設の利用にあたり、本施設内におけるキズ、破損、及びこれらに類する損害が発生した場合、速やかに管理者に報告するとともに、その損害を賠償請求される場合がある。

第10条 管理者の免責

本施設内で万が一の事故・ケガ、盗難、トラブル等について、管理者は一切のその責任を負わないものとする。子どもの安全管理は利用者の責任のもと行い利用するものとする。

一般社団法人まちなね浜甲子園
2022年4月1日 改訂